

電磁式等を含む水道メーターの検定有効期間の見直しについて



- 電磁式や超音波式を含む水道メーターは、技術進歩により長期の使用に対する支障はほとんど見られない状況にありながら、**現行の計量法に定める検定有効期間は従前のまま8年となっている**
- **検定有効期間に基づく電磁式や超音波式を含む水道メーターの購入及び取替えに要する費用は、水道財政において大きな負担となっている**

問題!

- 水道メーターは、技術進歩により、耐久性等が改善され、長期の使用に対する支障はほとんど見られない
 - 現行の計量法に定める検定有効期間の見直しがなされていない
- 水道メーターの購入・取替費用は、水道事業者の負担において行われる
 - 水道事業財政において大きな負担



水道メーターの取替作業

【参考】水道メーター（電磁式を含む）に関する基準

- 計量法第16条ほかに規定されている特定計量器
- 水道事業者は、給水の状況に応じて、適切な口径・種類の水道メーターを採用している
- 平成17年3月 計量法の省令(特定計量器検定検査規則)改正
 - ✓ 日本工業規格(JIS)を計量器検定・検査の際の技術基準とする
 - 目的: 計量器の技術進歩に応じた速やかな対応を容易にする
 - : 国際整合化を推進する
 - ✓ 性能についての選択制導入
 - 使用目的、用途、経済性等を考慮して、水道メーターの性能要件を選択できる
 - ✓ 計量精度の向上
 - 器差の許容値の±5%の小流量域が狭められ、±2%の大流量域は増加し、計量精度が向上
- 平成23年4月 新基準対応メーターへ移行
- 平成31年3月 新基準対応メーターへ移行完了



電磁式等を含む水道メーターの**耐久性能の検証**を行い、**検定有効期間を見直す**こと